昭和61年9月7日制定 理事会(申合せ事項) 平成元年10月26日改正 理事会(一部追加) 平成5年10月20日改正 理事会(一部追加) 平成7年10月18日改正 理事会(追記改正) 2012年10月1日改正 理事会(一部改正) 2014年9月29日改正 理事会(一部改正)

公益社団法人 日本口腔外科学会名誉会員推薦規準

定款第6条第3号に規定する名誉会員は、原則として次に掲げる事由の2項目以上に該当する者のうちから推薦するものとする。ただし、このほか、本学会に対し多大の功績があった者は理事会の議を経て推薦することができる。

- 1.10年以上評議員(旧社団法人)及び代議員または所属講座・診療科の教授の職にあった者。
- 2.4年以上役員(理事、監事)の職にあった者。
- 3.総会・学術大会大会長または理事長の職にあった者。
- 4. 口腔外科学に関し、特に優れた学術上の業績を挙げた者。

追記

- 1.定款施行細則第34条に規定する委員会の委員(以下「委員会委員」という。)を10年以上 在任した場合には、第2項の規定を充足したものとみなす。
- 2.役員(理事、監事)の在任年数が、4年未満の場合、役員(理事、監事)の在任年数に委員 会委員の在任年数を2分の1に換算した年月数を加算した年数が4年を超えるときは、第2項 の規定を充足したものとみなす。
- 3.前各号に掲げる委員会委員の期間については、在任期間が重複する委員会委員及び役員(理事、監事)の期間があるときは、そのうちの何れかひとつの期間とする。
- 4. 本推薦規準により総会に推薦される者は、別紙「留意事項」の要件を満たす者とする。

[参考]

*定款第6条

(3) 名誉会員 この法人に対して特別功労のあった者で理事会が推薦し、総会で承認された者。

以上

留 意 事 項

- 1. 当該会員の所属する機関・施設が定める定年により退職していること。ただし、定年の定めがない場合は、満68歳に達した日を定年退職日とみなす。
- 2. 当該総会の日に、本学会の役員(理事、監事)及び代議員の地位にないこと。
- 3. 本留意事項は、2015年開催の総会に推薦される者から適用する。